

## つくば市議会オンライン委員会運営要綱（令和3年つくば市議会告示第5号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略）</p> <p><u>（オンライン委員会の参加場所の指定）</u></p> <p><u>第2条の2 委員会条例第18条の2第2項に規定する指定は、オンライン委員会に係る指定場所に関する通知書（様式第1号）により行うものとする。</u></p> <p>（オンライン委員会への参加等）</p> <p>第3条 委員会条例第18条の3第1項の規定によりオンライン委員会への参加を希望する委員、委員会条例第41条第3項の規定によりオンライン委員会への参加を希望する委員でない議員又は請願条例第7条第2項の規定によりオンライン委員会への参加を希望する紹介議員は、委員会開催日の前日（当該前日がつくば市の休日を定める条例（平成元年つくば市条例第54号）第1条第1項に規定するつくば市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前日）の正午までに、<u>委員会へのオンライン参加申出書（様式第2号）</u>により委員長に申し出なければならない。ただし、当該申出の締切期限以後に委員会の開催が決定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 委員会条例第18条の3第2項の規定による承諾は、<u>委員会へのオンライン参加承諾書（様式第3号）</u>により行う。</p> <p>第4条—第6条（略）</p> <p><u>（オンライン委員会における互選）</u></p> <p><u>第7条 オンライン委員は、オンライン委員会開催時の委員会の正副委員長の互選については、指名推選の方法により行う場合以外は参加することができない。</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>（オンライン委員会への参加等）</p> <p>第3条 委員会条例第18条の3第1項の規定によりオンライン委員会への参加を希望する委員、委員会条例第41条第3項の規定によりオンライン委員会への参加を希望する委員でない議員又は請願条例第7条第2項の規定によりオンライン委員会への参加を希望する紹介議員は、委員会開催日の前日（当該前日がつくば市の休日を定める条例（平成元年つくば市条例第54号）第1条第1項に規定するつくば市の休日（以下「休日」という。）に当たるときはその前日）の正午までに、<u>委員会へのオンライン参加申出書（様式第1号）</u>により委員長に申し出なければならない。ただし、当該申出の締切期限以後に委員会の開催が決定した場合は、この限りでない。</p> <p>2 委員会条例第18条の3第2項の規定による承諾は、<u>委員会へのオンライン参加承諾書（様式第2号）</u>により行う。</p> <p>第4条—第6条（略）</p> <p><u>（オンライン委員会における表決の方法等）</u></p> <p><u>第7条 委員長は、表決に付する問題の宣告の後、各オンライン委員に対し、その可否を確認し、その後、委員会の開催場所にいる委員の可否を挙手により確認し、オンライン委員の可否と合算して多少を認定する。</u></p> <p><u>2 委員会条例第49条の規定により簡易表決を行う場合は、委員長は問題について異議の有無を諮る。</u></p>

第8条—第13条 (略)

附則 (略)

様式第1号 (第2条の2関係)

オンライン委員会に係る指定場所に関する通知書

年 月 日

(氏 名)

委員長

年 月 日にオンラインで開催する 委員会の参加場所について、下記のとおり指定します。

記

参加指定場所

参加方法

様式第2号・様式第3号 (略)

3 オンライン委員会開催時の委員会における選挙は、指名推選の方法で行う場合のみ行うことができる。

第8条—第13条 (略)

附則 (略)

様式第1号・様式第2号 (略)